

下請建設企業・資材業者のみなさんへ

下請債権保全支援事業

下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権(手形を含む。)について、ファクタリング会社が支払の保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します!

本事業の概要

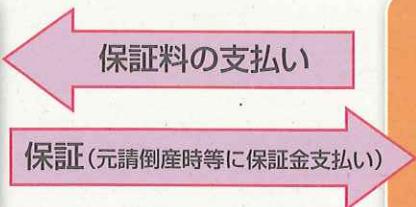
- 債権の支払保証時にファクタリング会社に対して支払う保証料の一部*が助成されます。
- 手形以外の債権は、下請建設企業等からの支払請求段階から支払保証を受けられます。
- 債務者が公共工事の受注実績を有するなどの一定の要件を満たせば、下請次数に関係なく支払保証を受けられます。

*保証料の助成は、保証料の3分の2（ただし、保証される債権額の年率4%を上限）です。保証料とは別に利用料（保証される債権額の年率1%）が必要です。



元請建設企業

ファクタリング会社



下請建設企業等

元請建設企業に対して
保有している債権(手形含む)

本制度利用の流れ

チェックリストの全ての項目に該当

内容に不明な点がある場合は、ファクタリング会社にお問い合わせください。



利用可能なファクタリング会社を確認

(財)建設業振興基金のホームページ
(http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/josei_hozan.html)
において公表されています。



ファクタリング会社に保有債権の保証を受けることが可能か相談

下請建設企業ごと、元請建設企業ごとに保証限度額が設定されるため、
限度額を超える場合等は債権の支払保証をお断りすることがあります。



ファクタリング会社への申込・契約の締結

- ・ファクタリング会社の保証条件（保証料率・利用料率等）を確認
- ・保証の申込　・保証契約の締結



【元請建設企業からの債権回収が困難となった場合】



ファクタリング会社より保証金を受領

ファクタリング会社による債権（手形）保証例

以下の条件で支払い期日まで 90 日間の支払い保証を受ける場合

（例）債権額 1,000 万円・保証料率年率 6%・利用料率年率 1%

7.4 万円を支払うことで保有債権が保全されます！

● 利用料の計算

$$\text{額面}(1,000 \text{ 万円}) \times \text{利用料率}(1\%) \times \frac{90 \text{ 日}}{365 \text{ 日}} = 2.5 \text{ 万円}$$

● 保証料の計算

$$\text{保証料総額} : \text{額面}(1,000 \text{ 万円}) \times \text{保証料率}(6\%) \times \frac{90 \text{ 日}}{365 \text{ 日}} = 14.8 \text{ 万円}$$

$$\text{助成部分} : \text{額面}(1,000 \text{ 万円}) \times \text{助成料率}(4\%) \times \frac{90 \text{ 日}}{365 \text{ 日}} = 9.9 \text{ 万円}$$

$$\text{差引保証料} : 14.8 \text{ 万円} - 9.9 \text{ 万円} = 4.9 \text{ 万円}$$

● 合計

$$\text{利用料 } 2.5 \text{ 万円} + \text{保証料 } 4.9 \text{ 万円} = 7.4 \text{ 万円}$$

*助成料率は保証料率（この例の場合 6%）に 3 分の 2 を乗じた値となります。ただし、助成料率の上限は年率 4% です。

チェックリスト



この制度を利用したい方はチェック！

■利用企業についてのチェック項目

チェック欄	チェック項目
<input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当する ①元請建設業者から建設工事の全部又は一部を直接請け負っている下請建設業者 ②元請建設業者に建設工事に関する資材を直接供給している資材業者
<input type="checkbox"/>	資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下、又は常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の中小・中堅企業である

■債権の債務者（手形の振出人）である元請建設業者についてのチェック項目

（一次下請と二次下請の関係では、当該一次下請が元請企業となります）

チェック欄	チェック項目
<input type="checkbox"/>	債権の保証を開始しようとする日が属する年度又はその前年度に公共工事 ^{*1} の受注実績がある
<input type="checkbox"/>	破産会社等に該当しない ^{*2}
<input type="checkbox"/>	手形交換所による取引停止処分を受けていない
<input type="checkbox"/>	財務内容の健全性が著しく損なわれている企業でない

*1 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいいます。

*2 具体的には、破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て又は破産手続開始の申立て、特別清算開始の申立てがなされていない者であることが必要です。

■保証の対象となる債権（手形含む）についてのチェック項目

チェック欄	チェック項目
<input type="checkbox"/>	元請建設業者を債務者、下請建設業者等を債権者とするものであって、建設工事に関する債権である（出来形部分等に対する支払に係る債権 ^{*3} を含む）
<input type="checkbox"/>	保証を受けることを予定している債権額の合計が 100 万円以上である ^{*4} ※ただし、ファクタリング会社ごとに保証限度額の下限額の設定が異なる場合があります
<input type="checkbox"/>	手形の支払サイトが 120 日以内である（譲渡債権が手形の場合）

*3 出来形部分等に対する支払に係る手形以外の債権の場合は、以下のいずれかの書類が必要となります。

①元請建設業者が交付した支払額の通知書類、その他元請建設業者が支払うことを認めた額が示された書類

②下請建設業者等からの請求額が示された書類ただし、請求後、元請建設業者が支払通知をする等により支払額を認めるまでの間は、請求額の 8 割が保証の上限。

*4 ファクタリング会社ごとに保証限度額の下限額の設定が異なる場合があります。

お問い合わせ先

制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
国土交通省 北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
国土交通省 東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
国土交通省 関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
国土交通省 北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
国土交通省 中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
国土交通省 近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
国土交通省 中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
国土交通省 四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
国土交通省 九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
内閣府 沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人 建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

保証申込検討時のお問い合わせはこちらへ

■ファクタリング会社

北保証サービス株式会社	011-241-8654
みずほファクター株式会社	03-3286-2260
昭和リース株式会社	03-6219-1310
株式会社建設経営サービス	03-3545-8562
SMBC ファイナンスサービス株式会社	03-5444-1522
三菱 UFJ ファクター株式会社	03-3251-8392
東京センチュリーリース株式会社	03-5209-6740
オリックス株式会社	06-4799-5290
株式会社建設総合サービス	06-6543-2843

※上記は平成22年4月1日現在。

本事業において保証を行うファクタリング会社が新たに選定された場合、

(財)建設業振興基金のホームページ

(http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/josei_hozon.html)において公表されます。